



特許庁、知的財産制度、そして、日本の存在感を高めるために

審査第二部長 澤井 智毅

BRIDGEWORK、多くの辞書を引いても、その含意を読めず、自身の語彙力不足からの外れのものを書くわけにはいかないと、ウェブ検索いたしましたら、当の特技懇231号(2004年1月発行)に答えがありました。

「BRIDGEWORKには「架橋工事」という意味があります。(中略)特許庁の幹部が、どのような人柄で、どのようなことを考え日々の業務に取り組んでいるかを知っていますか。このコーナーが、コミュニケーションのかけ橋となり、結果として日々の業務が円滑に進むきっかけとなれば幸いです。」(特技懇第2004.1.16.第231号107頁、下線筆者)



私が課室長の頃、後輩や同僚たちから異動の挨拶を受けると、「新たな任務で是非思い出に残る何かを残してください」と伝えるようにしてきました。審査長の頃は、期末面談において、「思い入れのある記憶に残る案件を教えてください」と審査官に聞きました。本稿では、私自身が、それぞれの立場やポストで経験した思い入れのある案件を紹介し、これにより、この連載の趣旨である「どのような人柄で、どのようなことを考え日々の業務に取り組んでいるか」をお伝えすることができるのではないかと考えるからです。

私は、自分自身の実力が乏しいにもかかわらず(あ

るいは、乏しいからか)、若い頃より、「弱きを助け、強きを挫く」、「判官鼻眞」などとの思いにとらわれていました。趣味のプロ野球観戦といえば、中学生の頃より、当時リーグ優勝の経験も無い弱小球団を応援し、車といえば売り上げ国内3、4位の中位のメーカー社ばかりに乗り続けています。強者ではない立場を応援するため、国家公務員を希望し、選んだ役所もマンモス官庁ではなく特許庁と首尾一貫していました。

ただ闇雲にセカンドグループを追っているわけではありません。将来に対する見る目はあると自負しています。くだんの球団は、その後セリーグでは巨人に次ぐ日本一の回数を誇る球団に成長しました。自動車メーカーを見ていただいても、カーオブザイヤーは初回以来、こうした中位のメーカーが受賞することが少なくありません。

では、特許庁はどうか。1980年代当時は、トフラーの「第三の波」や堺屋太一の「知価革命」などに代表されるように、新たな時代は工業化社会を脱し、知恵の価値が問われる時代が来るとの論が注目され始めたころです。こうした論から、知恵の時代が近いと確信し、あまたある官庁の中から特許庁の門を叩きました。本稿を読んでいただくことで、その読みが当たったことにも、気づかれるものと思います。

プロローグ 内々定切り

入庁前に私は大きな挫折を味わいました。修士1年生の頃、既に国家公務員I種試験に合格していた

私は、「日本のNASAエイムズ研究センター」とも呼ばれていた第一希望の国立研究所から内々定をいただきました。担当教授の学会での強い影響力もあったのですが、前年に行われた第1回国際数値流体力学シンポジウム (ISCFD) での最年少での論文発表や、学部時代に50人規模の部活動の主宰をしていたことなども評価されたのだらうと自負しておりました。

第一希望の内々定を早々に得て、まさに夢と希望に満ちあふれ、研究に没頭していた修士2年生の7月、くだんの研究所から「採用枠が確保できないので、内々定を取り消したい」との連絡が入りました。その時、公務員には定員が有り、退職者や出向者を予定通り確保できない場合には、採用枠に影響を与えることを知りました。

夢に描いていた将来が突然に消え、既に民間の主要部門は門戸を閉じ、多くの同級生達が就職先を決める時期での内々定切りの連絡、奈落の底に落とされるとはこういうことなのだなと思ったものです。その後、担当教授から、他の国立研究所を紹介され、これら研究所からもお声をいただきましたが、あこがれの研究所や航空宇宙への思いが強すぎたのか、他の国立研究所に心が動くことはありませんでした。むしろ、違う畑(霞ヶ関)を目指そうと、遅まきながら、声をかけていただいた六つの省庁を訪ね、それぞれに業務説明をいただきました。

これらの官庁の中から、冒頭述べたような庁や制度の将来性に賭けて、特許庁の門を叩きました。それでも、手痛い内々定切りと、結果として相当に出遅れた形の就職活動から、普通に活動していても、一生の仕事として特許庁を選んだであろうかとの思いは入庁後も含め、数年間は残っていました。そうした焦燥感にかられたときは、陳腐ですが「石の上にも三年」と思いつつ、「ここを選んだであろうか」と過去を顧みるより、「誰もが選ぶやりがいのある職場にすればよい」と生意気にも思うようになりました。

審査官補、実務から審査の面白さを知る

座学研修も終えた入庁後初めての夏、指導審査官から、出願人との一括集中面接審査をしてみないかとの言葉をいただきました。担当技術分野の上位5

社、計110件の出願について、事前に先行技術調査を行い、その結果と簡単なコメントをリストに記入して、出願人に送り、自発的に出願を取り下げるか、面接をして先行技術との違いを主張するかを出願人に求める施策です。

同一の出願人の一連の出願であることから、本願の理解と先行技術調査が効率的に行え、加えて、出願人・代理人との直接の意見交換により、意見書・補正書のやりとりを減らし、効率性と出願人の納得感を高める施策でした。

新人ではありましたが、本施策や指導審査官の迷惑の通り、一連の出願であることから、その理解や先行技術調査も要領良く行え、担当技術(当時は一技術一審査官が担当し、若輩であっても所管の分野をもたされました)の出願動向の把握にも繋がったと記憶しています。特に、中堅専門メーカーの一連の出願50件については、上記のリストに基づき約半数が取り下げられ、残りの半数について、面接の希望をいただきました。指導審査官の「まずは自身で面接審査をしきりなさい、何かあれば助ける」との言葉の下、関西を代表する代理人弁理士との二日間に及ぶ面接審査は、大変に勉強になりました。「それは後知恵ではないか」との弁理士の指摘や、その場で丁々発止に示される補正案への対応など、特許審査の醍醐味と重要性を教えてくださいました。

新人審査官補にこうした機会を与え、一人前の国家公務員として出願人との面接を仕切らせてくださった指導審査官の度量に大変に感謝しました。この方と対応いただいた弁理士のお二人からは、この短期間の間に、座学や研修からは到底得ることのできない多くのことを学ばせていただきました。

3年半の初併任、調整業務のイロハを学ぶ

審査官昇任後の真冬に初併任の内示をいただきました。併任は審査官二年生の春以降に行われるものと少し油断をしていたことに加え、内示を受けた日に祖父の訃報を受けたことや、正式な辞令を待つことなく直ちに異動するようにとの指示をいただいたことから、机の後片付けも十分にできず、あわただしく異動したことを思い出します。

異動先は、電子計算機業務課機械化企画室(現在の情報技術企画室)。同日に総務課長補佐として異

動された審査部の先輩とともに、当時の特許技監と調整課長に呼ばれ、「二人の任務は、実用新案制度の無審査化に向け、庁内業務及びペーパーレスシステムの抜本的見直しを実現させること。実用新案の無審査化は、滞貨解消の抜本策」との講話をいただきました。その日より、この先輩が、課をまたがりながらも、私にとって原課での最初の師匠というべきかもしれません。

蛇足ながら、同課は、希望調書に唯一記載をしなかった部署、その意味では順風満帆とは言えない併任生活のスタートではありました。内示の日、ここでも「石の上にも三年」との言葉を念じたものです。

あにはからず、こうした思いが杞憂であることを異動後直ちに理解しました。その任務は、90年近くの歴史ある実用新案制度を大幅に見直すなど、庁の制度改正に深く関与するものであり、加えて、庁の業務やシステムを革新的に見直す大事業の事務局役を担うものでした。くだんの上司からは、庁内調整業務のイロハを、とりわけ足で稼ぎ、相手の胸に飛び込むこと、仕事はすぐやること、時に飲みニケーションの重要性も学びました。課内の有識者からは、システム開発や政省令のイロハを教えていただき、毎日教を請う私に「おまえはしつこい」との言葉とともに「澤井専用の席だ」と折り畳み椅子を常備していただきました。何より事務局として、制度改正チームや審査基準チーム、方式審査や登録部門、審判部門との連携役を行わせていただいたことは、貴重な経験でした。

同課で2年強を過ごした後、くだんの上司である総務課長補佐の方が課内で昇進されたこともあり、その方の業務を引き継ぐべく、私自身も総務課企画調査室に異動しました。知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS) や日米包括経済協定での日米合意事項 (付与後異議申立制度の導入等) 等の履行のため、庁内調整業務を継続いたしました。実用新案制度にしる、異議申立制度にしる、TRIPSに対応するにしる、既存の制度を抜本的に見直すということは、ペーパーレスシステムのみならず、出願業務から方式業務、審査業務、登録業務、審判業務と全ての特許庁業務に影響を与えます。

当時お世話になった方、お付き合いいただいた方々は、何れも、審査部門、事務部門、特許庁、経済産業省の垣根を越えて、公私ともに、その後の多

くのポストでお世話になり、今でもお付き合いを続けさせていただいております。3年半に及ぶ初併任、調整業務の重要性、とりわけ足で稼ぎ、友人や家族でもわかるような簡明な言葉で説明することの重要性を学んだ3年半でした。石の上にも三年です。

はじめての国際舞台、 筋を通すことの重要性を知る

審査部、総務課、電子計算機業務課での庁内調整、まさしく「ドメ男」(国内派)として育てられる中、1996年に海外留学の機会をいただきました。留学先の米大学の機械・航空宇宙学部の教授会では、上で触れた国際シンポジウムで用いた学生時代の英語論文が評価された上での受け入れ許可とのことでした。10年を経て、学生時代の論文が役立つことに驚き、改めて技術の先端に触れていたことを再認識したものです。

同期で数名の留学の時代、国費留学である以上、日本の良さや文化をPRしなければとの思いを持ちながらの初の海外生活でした。日中は大学研究室、夜間は妻とともに市の社会人学校 (アダルトスクール)に通学。ここで出会った海外の方々とは今でも連絡が続いています。特に、友人のうちの一人 (米国人) は後に日本の大学に留学、別の友人 (豪州人) は日本に永住を決めるなど、日本最員の外国人を増やしたと思っています。

留学後の任務は、国際課 (現在の国際政策課及び国際協力課) の課長補佐。多国間・先進国間交渉の筆頭班である国際調整班長として、四つの係を抱え、5名のチームで特許庁の国際戦略の調整や先進国及び国際機関との調整、そして特許法条約を担当しました。

特に、思い出深い仕事は三つ。一つは、世界知的所有権機関 (WIPO) 事務局長の交代に合わせ、事務局次長ポストに当時の我が国特許庁の幹部 (審査部部長) が指名されるよう、当時の長官・技監や国際課長の指示に従い、日本としてのWIPOへの貢献策を種々提案しました。電子政府として、ペーパーレス計画を実現し、世界を圧倒していた日本国特許庁の優位性を活かし、Japan's Viewと題した提案書を作成するなど、WIPO改革の必要性と、そのためには日本が必要であることを繰り返しPR致しました。

その甲斐があり、先進国ポスト、途上国ポスト、ロシア・東欧・社会主義圏用の三つの事務局次長ポストのうち、ロシア・東欧ポストが我が国に振り替えられ、高位ポストの一角を占めることができました。それまで明石康氏（国連事務総長特別代表）、緒方貞子氏（国連難民高等弁務官事務所高等弁務官）、中嶋宏氏（世界保健機関事務局長）など限られた方のみが、日本人として国連の高位ポストに就いていた時代です。日本国特許庁出身者がその一角を占めるべく、同幹部がWIPO事務局次長に指名された1998年7月のジュネーブでのWIPO調整委員会の議場の光景は今でも忘れられません。指名の瞬間、国際電話をし、庁内で臨時放送をさせていただいたほどです。

二つ目は、WIPO予算案への反対。改革を期待していたにもかかわらず、新事務局長就任後の最初の予算案は、膨大な国際特許出願の紙ファイルを前提とした煩雑な事務処理案や増員、それらを収容するための新庁舎用の土地の購入など、旧態依然とした内容でした。

事務局次長ポストを日本として確保した直後とはいえ、上記のJapan's Viewの主張を首尾一貫なものとするためには、こうした予算案には反対せざるを得ません。当初は、米英も我が国に同調しましたが、相次いで矛を収め、我が国特許庁のみが反対を貫くこととなりました。当時、外務省からも、そろそろ降りては如何かと打診されたものです。それでもこだわりましたところ、新事務局長が直接に交渉したいと、就任後初の外遊先として我が国を訪問し、当時の長官と面談いただきました。長官のご自宅で行われた会談、同席されていた国際課長から留守役の私に連絡があり、「我が国主張の三点セット（WIPO事務局のIT化の推進、PCT関係手数料の減額、庁舎計画の延期）を新事務局長が飲むと言っているが、予算案承認に異論なしか」との確認をいただきました。一課長補佐として、最終確認の連絡をいただくだけでも光栄なことです。筋を通した甲斐がありました。もちろん「長官と課長のご判断に従います」と即答いたしました。国際交渉を行う上で、首尾一貫、筋を通すことの重要性を強く感じたものです。

三つ目は、工業所有権審議会国際部会を開催し、「21世紀の工業所有権制度の国際調和に向けて」（1999年3月）と題し、制度調和に向けた課題と今

後の取り組み方針を事務局としてとりまとめました。報告書に記載した「技術開発の成果物に価値を与える工業所有権制度は、投資の回収と研究開発へのインセンティブを付与する上で、技術開発ひいては世界経済の発展の基盤として、その重要性が増してきている。このように知的財産権制度が重視されるなか、21世紀の更なるグローバル化の進展に即した制度の国際調和が必要」との思いは、今でも変わりありません。

本報告書を公表後、在日米国大使館の方が私を訪ね、「米制度が特異であるとの指摘が過ぎるのではないか、ゴア副大統領（当時）に近いUSPTO長官（当時）の立場を悪くし、長官訪日の見直しも考慮しなければならなくなる」と指摘を受けたことを思い出します。「報告書は、日米欧主要国の制度の相違を伝え、制度調和の重要性を客観的に示しつつ、我が国としての対処方針を提言するもの。米国を欧州らと協力し囲い込む意図はなく、主要紙の報道に一部誤りがある」と回答し、理解を得ました。

とはいえ、本報告書で提起した内容、例えば先願主義の導入やヒルマードクトリンの是正等も含め、その後、米国は6年に及ぶ議会での議論を経て2011年に自ら制度を是正する米国発明法（AIA）を成立させました。制度調和につながる内容と評価しています。

次世代ペーパーレス計画の策定

国際課の後、直ちに電子計算機業務課情報技術企画室の課長補佐として筆頭班の調査班長に異動しました。ミッションの第一は、新たな商標ペーパーレスシステムを予定通りに稼働させるべく、進捗管理を行うこと。当時、その前年度の特許・実用新案審査周辺システムの開発が遅れ、その稼働が遅れたこともあり、庁として危機意識を持っていました。とはいえ、同課の経験はあるものの、上記の通り、総務課としての庁内調整業務に終始し、ITの知見があるわけではありません。そこで、開発ベンダー以外の監査企業を公募し、班内に配置しました。そのプロの方々から助言をいただきながら、自身が素人であることから、徒に現場を混乱させぬよう、開発の進捗を見ることとしました。

Y2K問題という、世界で深刻な誤作動が同時多

発するのではないかと懸念されていた2000年1月1日、商標ペーパーレスシステムが予定通りに稼働しましたのも、同課システム開発室やベンダー企業の尽力に加え、監査企業も含めたプロの目が確かであったからと感謝しています。

思い出に残る仕事は、企画室調査班長としての本務である将来計画を企画したことです。ペーパーレス稼働10年を迎えるにあたり、庁内外の多くの有識者を交え、将来の技術動向と国際的な見通し、そして実現可能性を徹底的に検討し、次世代のペーパーレスシステムの在り方を議論しました。これらの検討結果は、BPR (ビジネス・プロセス・リエンジニアリング) に資するペーパーレスシステムの抜本的な見直しや、インターネット電子出願、高度検索システムの導入等を柱とする「特許庁総合IT化構想」(2000年5月)として取りまとめました。

計画の策定に当たり、インターネット技術の安全上の課題や不信、各計画の費用対効果などが繰り返し指摘されましたが、その後の後任達の尽力により、インターネット出願や国際特許出願の電子化、情報普及に資する各種フォーマットの国際標準化 (XML化) など、本計画の多くが既に実現し、今日の最適化計画や高度検索システムの検討につながっています。

審判官として全ての審判・訴訟に挑戦

その後、審判官として審判部に異動しました。拒絶査定不服審判に加え、無効審判や異議申立、さらには判定等の特許紛争に関連する事件を主任として担当しました。特に記憶に残る案件は、中国からの模倣品輸入に悩む日本企業からの判定請求への対応です。当該模倣品が自社特許の範囲に属するか否か、すなわち侵害の可能性があるか否かを判定してほしいとの請求です。

本件は特許請求の範囲が過度に限定されていたため、模倣品との間に文言相違が生じていました。そこで、この相違が発明として本質的なものであるか否かなど、均等論五要件を詳細に検討し、両者は均等であり、模倣品は侵害の可能性があると判断しました。その後、この判定結果は税関に伝えられ、当該模倣品の輸入の差し止めが行われるなど、水際措置が図られたものと思います。

また、主任指定代理人として臨んだ東京高裁での

異議申立取消決定取消訴訟・準備書面の作成などは、異動後の調整課在籍時に行うこととなり、時間を作るのに大変苦労しましたが、幸いにも勝訴となり、喜んだものです。判決における裁判所の言い回しが、こちらから提出した準備書面の記載とほぼ同様であったことが、喜びを倍増させました。

調整課、庁存立の危機の中、 滞貨解消に向けた総合施策を立案

2001年秋、調整課の課長補佐、審査部の筆頭班長として企画調査班長への異動を命ぜられました。これまで、多くの補佐・班長ポストを経験させていただきましたが、特に思い出に残る2年間でした。

当時の特許審査部は、出願内容が高度複雑化する中、審査請求件数は増加し、審査を待つ案件数(滞貨)は増加の一途をたどり、既に40万件を超える滞貨を抱えていました。これに加え、1999年度の特許法改正により審査請求期間の短縮を図ったため、新旧の審査請求期間が重なる2004年以降は審査請求件数の急増(コブ)を招き、2007年までには更に50万件を超える滞貨が上乘せされることが予想されていました。

すなわち、合計100万件規模の出願が審査を待つのです。欧米特許庁の3~5倍の効率性を誇っても、国際的には小規模な我が国審査体制です。審査着手能力は年間20万件にも満たず、更に急増が続くPCT国際特許出願への対応のために限られたリソースが年々喰われているような状況でした。100万件を超える滞貨予測は、特許庁の存立を脅かす莫大な数字でありましたが、国家公務員総定員法の縛りなどもあり、これを解決するための抜本的な対応策が見つけれないままに、コブの到来が秒読み段階に入っていました。そんな時代です。

こうした中、調整課に着任し、直ちに抜本策を検討しました。答えは、案外に簡単なことでした。需要(審査請求)に供給(審査着手)が追いつかないのであれば、需要を抑制し、供給を増やす施策を講じれば良いのです。教養課程で習う程度の経済学で言えば、供給体制を拡大の上、需要供給曲線の交点(均衡価格)を目指し、料金を上げれば良いだけです。要は、国際的に小規模であった審査体制を強化し、他方で需要抑制のために国際的にも低廉であった料

金を上げるとの単純策です。

この特許関係手数料抜本改定策と審査体制強化策との二本柱を、当時の技監や調整課長に具申したことを良く憶えています。技監及び当時の部長会からは、「誰もが思いつく策だが実現は困難」、「公共料金の倍増は聞いたこともなく国会を通ることはない」、「審査体制の強化も国家公務員の定員制限の厳しい我が国では不可能」とのお言葉を頂戴しました。それでも「トライをさせて欲しい」とお願いし、審査部幹部のご了解をいただきました。

その後が大変です。定員及び料金の所掌は総務課です。まずはカウンターパートでありました総務課総括班長のご理解を得た後、総務課長の在席の青色ランプが見えますと、しつこく総務課長室を訪ね、審査の重要性と今後の暗澹たる見通しを繰り返し説明しました。当初は、審査部部長会と同様、「公共料金の倍増は国会を通ることはない、審査官の増員も困難、強く求めれば組織そのものに見直しが求められる」との言葉を何度も頂戴しましたが、それでも繰り返し訪ね、長官の了解を前提にクビを縦に振っていただきました。その後、当時の長官からの了解を得るべく、同じように何度も長官室を訪ね、「よくわかった、進めよう」とのお言葉をいただいたときの喜びは今でも忘れません。

一介の課長補佐風情が、長官や技監、主要課長に直接に具申できる経済産業省や特許庁の伝統と、それを寛大に見守ってくださった直属上司である当時の調整課長に感謝しました。ただ、その後、長官交替があり、改めて新長官に一から説明を繰り返し、再度長官のご了解をいただくプロセスが必要となりましたことも付け加えなければなりません。

長官・技監等幹部のご了解を得た後は、全庁一丸となり、大きな課題に向かうこととなりました。特許関係手数料抜本改定策については、審議会に特許制度小委員会を立ち上げ、調整課自らが事務局として資料作成や委員への根回しを行い、有識者のご理解をいただきました。この課程で、比較的低廉と言われていた米国の特許関係手数料は、実は従量制を採用しており、基本料金のみが安く、請求項や応答期間等々に強く依存する体系であったことにも気づかされました。諸外国の制度や運用は、表面的にとらえるだけでは足りないのです。

象徴的なできごととして、与党への説明の中で、

「公共料金ともいえる審査請求料の倍増をユーザーが納得するはずがない、庁が何らかの圧力をかけているのではないか」との指摘を受けたことがあります。与党の関係部会では、「庁の言い分が正しいのか、主要な四つのユーザー団体に聴取したい。この際、特許庁職員がいると、本音を言わないおそれもあるので、長官以下庁職員は全員退席するように」と命ぜられたことがあります。各ユーザー団体の方々が、どのように回答するか、会議室の外から耳をそばだてたものです。幸いにも、全てのユーザー団体代表は、異口同音に「審査請求料を倍増し、請求厳選を促すととともに、その分、特許付与後の年金(特許料)を減額するとの考え方は、特許保持を奨励するなど、実にプロパテント的な考えであり、庁の考え方は正しい」と回答されていました。このやりとりこそが、国会のご了解をいただく上でのターニングポイントとなり、2003年5月、審査請求料の倍増を含む特許関係手数料の抜本改定に繋がる改正法が成立致しました。

同改正法施行後の2005年以降に特許出願件数は減少に転じ、目論見通りに出願・審査請求の量から質への転換を促すことができました。教養程度の経済学でも、十分に通用したのです。

もう一つの課題である審査体制強化策についても、国家公務員の厳格な定員制限により、その実現は大変な難産でした。滞貨に圧倒される当時の悲観的な特許審査の将来見通しや、主要国特許庁の状況、特許制度そのものの重要性や意義を、総務省や財務省などの定員当局に繰り返し丁寧に説明しました。総務課と調整課が強力なスクラムを組むことにより、一歩ずつ前に進んでいるような状況でした。当時の両課の関係者に深く感謝しています。

この際、自ら審査請求料の倍増といういばらの道を進む当庁の対応に、総務省や財務省の担当者等をして「そこまでするのか」と我々の本気度を理解してくれたようです。最後の砦は、長官と総務省行政管理局長とのトップ会談でした。当時の行政管理局長から、「審査官増員の必要性は理解するが、北朝鮮船舶の入港規制やSARS(重症急性呼吸器症候群)対策に向け、これらに関係する省庁の増員が優先する」と指摘されたところ、当時の長官は「両問題が日本の発展の将来を左右するものではない。日本の持続的な発展には、特許庁の審査官の増員が急務」

と回答されました。この長官と行政管理局長との会合に加え、当時の知的財産戦略本部の民間本部委員であった野間口三菱電機社長（当時）と御手洗キヤノン社長（当時）のお二人が、審査官増員を直接に小泉総理大臣（当時）に依頼したことが、奏功しました。私にとっては、当時の長官と両企業首脳には足を向けては寝られないとの思いを今でも持っています。

こうした総合施策を「特許戦略計画」（2003年7月経済産業省特許庁）として、事務局として起草し、我が方の要求の通り、審査官の通常定員の大幅増員と任期付審査官の5年500名の大幅増員を認めていただきました。2004年春、こうした定員の大幅増員により、国家公務員I種合格の特許審査官65名と任期付き職員法に基づく特許審査官95名の合計160名の新たな仲間を特許庁に迎えることができました。

知財の祖、米国にて 改革の議論に直接触れる

2005年6月から、米国に赴任しました。JETRO ニューヨーク知財部長と知的財産研究所ワシントンDC事務所長との二足のわらじです。妻と娘二人（着任当時は幼稚園年長と零歳児）をコネチカット州グリニッジに残し、ニューヨークのラガーディア空港とDCのレーガンナショナル空港とを毎週のように往復するシャトル・ライフでした。

政治の中心ワシントンDC、商業及び文化の中心ニューヨーク、そして古き良きアメリカの趣を残すニューイングランド西端のコネチカット州グリニッジの三都物語を毎週のように楽しませていただきました。今でも家族皆で米国時代を懐かしんでいます。

赴任直後に、19世紀以来の特許制度改革と呼ばれた特許改革法案（Patent Reform Act）が議会上程された好タイミングでした。米サイエンス誌にも、US Patent Reform begins long journey through Congress（2005年6月）と題した記事が掲載されるなど、広く一般の関心と呼ぶ改革法でした。先願主義や公開制度の是非、異議申立制度の導入や訴訟における無効抗弁の制限等が議論された改革法ゆえ、業界間のロビー活動も活発であり、議会審議は常に紛糾しておりました。とりわけ、強い特許保護を求

める製薬業界や中堅・中小ベンチャー企業と、それを牽制するIT業界との対立、更に制度調和を求める我が国等の外国特許庁の関心など、制度を巡るそれぞれの関係者の本音がぶつかり合った時期でした。数十回の議会公聴会を経て、司法委員会を通過しても、本会議で半日にも及ぶ議論が続いたことさえありました。

こうした時期ゆえ、駐在員としてのミッションは明確であり、同法案の議会審議の動向やUSPTOやユーザーの振る舞いをつぶさに確認し、特許庁に伝えることでした。本音の議論が進む中、議会審議や政府間交渉、関係団体等への調整の現場に立ち会い、時代の変化や特許制度の重要性を直接に肌で感じたものです。

「憲法に知財規定を記すだけのことはあり、米国は本当に発明や特許権を大事にしている。」「建国の父達も、例えば初代ワシントン大統領は一般教書演説で発明や技術導入の重要性を述べ、第三代ジェファソン大統領は『米国最初の特許審査官』と議会で繰り返し引用される。リンカーン大統領の『特許制度は、天才の火に利益という油を注いだ』との言葉は、商務省玄関上の石碑として大きく飾られている。」「小学生には、現在の米国の主要産業が偉大なる発明家たち（great inventors）により導かれていることを教え、社会に対しては、イノベーションの上流に発明があり、この発明からイノベーションに通じる『死の谷』をいかに克服するかを論じている。」「特許トロール問題への対策を求めるIT大手企業がいれば、角（トロール）を矯めて牛（特許制度）を殺す議論と論ず者もいる。長く知財制度を運営してきただけあって、議論はバランスが取れている。」——などなど、我が国に足らざる点として、知財の祖、米国で感じた私の思いです。

駐在員として把握した事項のうち、我が国産業界や法曹界にも伝えるべきものは、もちろん守秘義務のあるものを除き、2006年以降、JETROのホームページを通じ公表しました。2008年夏までに同僚と書いた210本超の公表記事は私たちの財産です。「米国、知財」とウェブで検索しますと、今でも「米国発特許ニュース」が最先でヒットするはず。後任の米駐在員達もこれを引き継いでくれており、既に10年の米国知財情報が蓄積されるデータベースとなっています。本特許懇誌第259号米国特集

(2010.11.24号)や、拙著「米国発明法とその背景」(経済産業調査会、2012年6月)とともに、是非ご覧ください。

情報技術企画室長、日本対欧州の覇権争い

2008年夏、米国から帰国後直ちに情報技術企画室長への異動を命ぜられました。情報技術企画室長の任務は、事務分掌規定に規定されるように「工業所有権に関する情報システムに関する企画、立案、調査及び開発途上地域への協力に関する事務をつかさどる」ことにあります。

ただ、既に特許庁ペーパーレスシステムの最適化に向けた大規模な開発が進む中、同開発の完了までは、新たな計画を盛り込むことは許されず、国内システムの企画立案は事実上凍結されていました。一方で、国際的な動きは活発なものでした。我が国に10年以上遅れ、90年代末から今世紀にかけて、主要国特許庁では、我が国ペーパーレス計画に倣い相次いで電子出願を受け付け始めている時期でした。国際的な議論においても、いかに電子情報を共有し、連携していくかの議論が進んでおり、後発であったはずの欧州特許庁がこうした議論を主導しようとしていました。世界初、官庁初の電子出願を実現した我が国特許庁として、この国際的議論に出遅れるわけにはいきません。

情報化の議論は、標準化の議論にもみられるように、議論を主導したものが有利になります。立ち上がったばかりの日米欧中韓五庁の会合においても五庁協力に向けた10の基礎プロジェクトの過半がITに関するものでした。欧州特許庁より種々の提案がなされましたが、この分野で欧州が覇権を握ろうとする思惑があることは明らかでした。これに対抗すべく、我が国特許庁の長年の経験を活かし、対案を提示するとともに、私自身、これらITに係るプロジェクトを束ねた五庁作業部会の議長としてIT協力を推進しました。

国内システムの企画立案が事実上凍結される中、これに代わり、我が国の地位を堅持すべく、各国審査官の審査経過情報を相互に一度にまとめて利用可能とするワンポータルドシエ構想や、各国特許庁の特許情報データベースの国際的な連携を同僚らとともに提唱いたしました。

審査長、品質向上に向けて

その後、2010年春から、現場監督である動力機械分野の審査長ポストに就きました。内燃機関やハイブリッド、安全自動車などを担当する40数名の審査官を抱える審査部門です。

企画立案部門や調整部門、国際部門に長かった私としては、審査官と同じ目線に立つことを第一の目標としました。そのため、課内のグループ長からの依頼もあり、管理業務の傍ら、審査官の中でも評価が割れていた先行技術調査の対話型検索外注案件について、自ら月に20~25件を課し、検索者の方々との対話を通じ、久しぶりの審査実務を楽しみました。

対話型外注施策は、ともすれば定員制限に対する効率化施策ととられがちですが、実際にこれを行いますと、品質向上策であることにも気づきます。検索者による先行技術調査を、特許性の判断のため、客観的に審査官が確認することにより、ダブルチェックが働くからです。また、新たな担当を持つ場合、検索者の方の助言が有効であることに言を俟ちません。

品質といえば、国際課長をはさみ、上席審査長に着任した際、審査部の品質監理代表委員長を務めさせていただきました。この際、委員会として、高品質な特許とは「強く広く役に立つ特許」と定義づけました。「強さ」だけを追求しますと権利は狭くなります。そのため、強さとともに、特許明細書の開示の範囲で、可能な限り「広く」特許を付与すべきとの姿勢が必要です。一方、審査リソースには限りがあります。国内外で通用し、事業展開に真に「役立つ」特許の付与に、限られたリソースを優先的に配分すべきとの思いを込めました。

その後の庁内の議論を経て、品質ポリシーや品質マニュアル等の庁の方針において、質の高い特許とは、「強く広く役に立つ特許」であるとの定義が庁内外に浸透することを、各審査部の審査長クラスで構成された当時の品質監理代表委員会メンバーとともに喜んでいきます。

国際課長、主要国における制度調和と新興市場での保護強化に向けて

2010年末、国際課長(現国際政策課長と現国際協

力課長) への内示を受けた日、新たなポストで何をなすべきかをメモに残したことをよく覚えています。目標は三点、第一に制度調和の議論の復活、第二に新興市場対策、第三に国際的に尊重される強い権利保護です。

第一の制度調和については、制度調和の文脈を長く相互承認や世界統一特許との文言とともに用いたことから、各国の主権を侵すものと誤導し、権利の押し付け、市場の搾取などと各国から反発され、WIPOを中心に議論は完全に停滞していました。加えて、先進国においてさえ、制度及び運用に大きな相違があり、一枚岩になることも困難な時代でした。上で述べたように、10年ほど前に「21世紀の工業所有権制度の国際調和に向けて」(99年3月)をとりまとめた立場として忸怩たる思いでおりました。

幸いにも、世界で最も特異な制度を有していた米国がその改革に向けて議論を進めていた時期です。90年代末より、日米間の規制緩和対話において、我が方より長く是正を求めていた先発主義や言語差別を生むヒルマードクトリンの是正が図られようとしていた時期です。この好機を逃す手はありません。

日米主導により、制度調和を進めるべく、まずは2011年6月の我が国主催の五庁長官会合を活用しました。制度の議論は行わないとの不文律のある本会合において、議長国として、慎重姿勢の欧州及び中国を説き、「特許制度の国際調和の重要性を共有し、これに向け、特許権を付与することの各国の主権を尊重しつつ、五庁が積極的に国際的な議論に参画していくことに合意」しました。

これを確たるものとすべく、その翌月、日米欧特許庁長官に加え、欧州で影響力のある英、独、仏、デンマークの特許庁長官を交え、ドイツのミュンヘン近くのテゲルンゼイにて、制度調和に特化した議論が行われました。後にテゲルンゼイ会合と呼ばれるものです。「僕はアクター、君はシナリオライター。良いシナリオをよるしく」との当時の長官のお言葉は、私にとっての財産です。

第二の新興国対策については、例えば2030年の世界を俯瞰すれば急務です。世界市場における我が国のGDPシェアは、1990年代には17.8%(1994)もありましたが、2030年には楽観的と言われる内閣府予測においても5.8%です。我が国企業が、グ

ローバルな市場に打って出ることは必然であり、死活問題ともいえます。とりわけ、将来の世界市場において、中国のみならず、ASEAN、インド等の新興国の比重が増すことも明らかです。それにもかかわらず、我が国企業は、いまだ米国、欧州、中国という主要国偏重の出願戦略であり、地理的に近いASEAN、インドでさえ、欧米企業の後塵を拝するような状況です。このため、ASEANへの関心と影響力を高めるべく、2012年2月、日ASEAN長官会合を立ち上げました。

また、発展著しい中国に対しても、我が国企業の中国における特許の早期保護に向け、他国に先駆け、中国との特許審査ハイウェイ(PPH)を2011年10月に締結しました。「他国からも求められているが、最初には始めるべきはPPH提唱国の日本と考えている。」は、当時の国家知識産権局(SIPO)長官の言葉です。さらに我が国著名商標の中国における第三者による盗用、いわゆる冒認出願に対処すべく、商標を所管する国家工商行政管理総局(SAIC)の副局長(副大臣)と我が国特許庁長官との会合を2011年から12年にかけて三度開催いたしました。その後、日中関係の悪化により、日中間の商標分野の交流が停滞していることは残念です。

第三の国際的に尊重される強い権利保護ですが、特許権は単に迅速的確に付与されるだけでは足りません。これが尊重され、適切に行使できる環境が必要となります。エンフォースメントに関する規定を盛り込んだTRIPS協定(1995年発効)が、知的財産制度に関する実効性ある国際ルールとして高く評価される所以です。

国際的に特許権が尊重され、権利行使できる環境が整うということは、研究開発投資を世界規模で回収可能となり、多くの特許を有する我が国企業を利するだけではなく、イノベーションの促進により世界中の人々の福利の向上に繋がることとなります。こうした思いで、知的財産制度の啓発に繋がる途上国協力や二国間、多国間の各種の経済連携協定交渉を進めました。TRIPSを超える高い水準での知的財産保護を定めた環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の今般の大筋合意を高く評価し、これに奔走された同僚たちに感謝するものです。

我が国に目を転じますと、主要国の識者から、日本こそが権利の安定性が低く、制度上、訴訟におい

て特許権者が不利に置かれているのではないかと指摘されることが少なくありません。イノベーション促進に頼らざるを得ない我が国として大きな課題といえます。我が国の制度や運用を、途上国・新興国は常に見ています。とりわけ特許権を弱める方向にあるものは、途上国・新興国を利するものとして、積極的に取り入れようとする傾向にあることを忘れてはなりません。

なお、国際課長時代に東日本大震災が発生いたしました。翌月開催予定の五庁長官会合の延期などもございました。この際、震災直後に各国・機関に対し、我が国震災者に対する出願各種手続きに対する救済措置を依頼したところ、直ちに48の国や機関がその要請に応じてくれました。知財庁同士の深く広い結びつきと、その暖かさに感謝したものです。また、当庁からの在外駐在員が、競うようにその刈り取りに努めていただいたことを忘れません。

調整課長、新しい時代に向けて

2013年7月より、2年1か月間、調整課長を務めさせていただきました。何より、2014年3月末のFA11という長期目標の達成は、全職員が誇るべき思い出深い出来事です。

かつて調整課の筆頭補佐として、庁の危機的な見通しを庁内外に示し、料金改革をはじめとした出願審査請求構造改革と審査官定員増による審査体制強化のイン・アウトの総合的施策を立案し、これを調整した立場として、10年ぶりに調整課に戻り、この瞬間に立ち会えたことは感慨深いものでした。もちろん、これはこの間の審査官個々の貢献と審査長ら管理職の厳格な案件管理、不断の定員や予算の確保、ITや外注の支援等々の関係各課の貢献の賜物です。当時の長官の「霞が関で多くの数値目標を耳にするが、これが実現されたとの話は聞かない。特許庁が誇るべきこと」との達成記念パーティでの言葉は忘れられません。

但し、審査官定員が引き続き確保されない限り、こうした状況が早晚破綻することは明らかです。加えて、米国、中国、欧州のみならず新興国においてさえ、知的財産制度の重要性を踏まえ、競うように審査官の増員を進める中、我が国のみが定員を下げるわけにはいきません。定員を維持する上で、

2004年度入庁の任期付き審査官の任期が切れる前に、同制度を更に継続し、採用を改めて復活させる他ありません。このためには、新たに100名規模の定員を確保しなければならず、長官・技監以下一丸となって、庁内外の調整に努め、FA11の実現と同時に、これを実現いたしました。再度の定員対策を担い、時代は巡るのだと実感しました。

FA11の実現に合わせ、審査部には新たな目標、基本方針が必要となります。長官以下庁幹部や関係課長、庁内委員会委員長のみならず、中堅、若手審査官レベルにまで、意見を聞き、新たな基本方針を上記のFA11の実現と同時に公表しました。

本題を「世界最速・最高品質の特許審査の実現に向けて」(2014年3月)とし、二度と滞貨をためないとの思いから、「後戻りすることなく迅速性を堅持する」ことを第一に掲げています。滞貨のある限り多くの本来業務が犠牲になるのです。そして、国内外から信頼され、尊重される特許を付与すべく、「ニーズに応えた質の高い権利を設定する」こととして、品質重視を高く標榜しています。滞貨解消に向け、犠牲にせざるを得なかった品質管理や基準改定、分類付与にも遅まきながら、リソースを割くことが可能となりました。これらは何れも将来の審査の品質向上に繋がるものです。また、我が国のプレゼンスを高め、海外での権利取得の予見性を高めるべく、「海外特許庁との連携・協力を強化しながら世界をリードしていく」ことを第三の柱としました。

加えて、国際課長時代からのテーマであった国際的に尊重される強い権利保護に向け、審査の品質向上に加え、侵害訴訟における特許権の安定性の向上について、その必要性を知的財産本部の委員会において問題提起する機会もいただきました。

こうした定員の確保や施策の立案に加え、審査官の活躍の場を広げるべく、海外や大学、団体等の霞ヶ関以外の審査官ポストを、新たに18ポストほど増やすことができました。これらは審査官の優秀さや勤勉さが高く評価されてのものです。これらのポストは、審査官のやりがいや人材育成にも資するものと考えています。



本連載の命題「どのようなことを考え日々の業務に取り組んでいるか」；私は、何れの立場、ポスト

であっても、特許庁や知的財産制度が、イノベーションを促し、我が国の発展や世界の福利の向上に不可欠な組織・制度であると考え、業務に取り組むようにしています。言い換えれば、特許庁そして知的財産制度の存在感、プレゼンスを高めたいとの思いです。冒頭述べましたように、私の役人人生が憧憬の国立研究所からの内々定切りから始まったことから、その思いが特に強いのかも知れません。

我が国の再興には、イノベーションが不可欠です。そして、これを支える知的財産制度の一層の充実が求められることは、多くの人が認めるところです。ゆえに、今や「やりがいランク」第2位の官庁として数えられ、今年度の技術系総合職の官庁訪問者数も、マンモス官庁などと並び、3番目に多くの学生が特許庁の門を叩きました。やりがいのある職場として、いまや自他ともに認める役所になったのでしょう。

事実、私自身、ここまで述べてきましたように多くの思い入れとやりがいのある仕事をさせていただきました。130年の歴史を有しながら、新しきことに価値を見出す役所ゆえ、温故知新、道理や必要があれば物事を変えることも、そして新たに始めることもできることを知りました。その際、できない理由を探さず楽観的に着想し、一方、楽観的になることなく客観的に未来を予測しつつ、内外への簡明な説明に心がけました。思いは通じると確信し、計画を実行しました。これが新しいことを行うときの秘訣と考えています。「楽観的に構想し、悲観的に計画し、楽観的に実行する」との言葉があるようです。それに近い考え方も知れません。

新しいポストでは、着任にあたり審査第二部内の10の課（審査長単位）に対し、「各課の所管の概要は既に承知しているので、その説明は急がない、むしろ各課において10年後の代表的な注目技術を、課員をあげて予測し、説明して欲しい」とお願いしました。本稿が発行される頃には、各課の未来予測が出揃っていることでしょう。客観的な未来予測、400名の審査官の技術の目利きぶりを拝見することを、今から楽しみにしています。

profile

澤井 智毅（さわい ともき）

| | |
|----------|--------------------------|
| 昭和 62年4月 | 特許庁入庁（審査第三部産業機械） |
| 平成 3年4月 | 審査官昇任 |
| 4年2月 | 電子計算機業務課機械化企画室 |
| 6年4月 | 総務課企画調査室 |
| 8年7月 | 米国カリフォルニア大学デービス校 |
| 9年7月 | 国際課長補佐（国際調整班長） |
| 11年4月 | 電業課長補佐（調査班長） |
| 12年10月 | 審判官（第14部門） |
| 13年10月 | 調整課長補佐（企画調査班長） |
| 17年6月 | ジェトロ・ニューヨーク、知財研ワシントン事務所長 |
| 20年7月 | 総務課情報技術企画室長 |
| 22年4月 | 審査第二部審査監理官（動力機械） |
| 23年1月 | 総務部国際課長 |
| 24年7月 | 審査第二部上席審査長（生産機械） |
| 25年7月 | 審査第一部調整課長 |
| 27年7月 | 審査第二部長（現職） |